

IOSCO 専門委員会リリース：

非GAAP の利益測定に関する注意勧告

2002年5月19日

証券監督者国際機構 専門委員会は、本日、発行企業及び投資家に対して次のアラートを発表する。

多くの発行者が、一般に公正妥当と認められる会計原則 (GAAP) により規定されたもの以外に、企業特有の利益測定を公表することが一般的な実務となっている。そのような「非 GAAP の利益測定」は一般的に企業のプレス・リリースに含まれるが、株式保有者に対する定期的な報告や規制当局と証券取引所に対して登録する他の情報にも含まれているかもしれない。

大部分の非 GAAP の利益測定は GAAP に準拠して決定した企業の純利益から得られるが、損益計算書における中間的な合計から、ある項目については含まれるか除かれるかの調整が行われている。費用の特定要素が除外され、又は再分類されているので、非 GAAP 測定は、GAAP に基づいて測定された純利益よりも、企業の利益についてより好ましい像を示す場合もある。

非 GAAP の測定は、「営業利益」「現金利益」「一般的損失控除前利益」「EBITDA-税金 金利 償却費用控除前利益」「調整利益」と純利益との調整を意味する類似の語句によって特徴づけられる。そのような非 GAAP の利益測定は時々「プロ・フォーマの純利益」とされることもあれば、「プロ・フォーマ」という語句の使用で定義されることもある。(「プロ・フォーマ」という語句は、プロ・フォーマ比較が企業結合や会計方針変更の効果を示すために GAAP によって必要とされている場合には、非 GAAP の収益測定に関連しないようないくつかの国の取扱いもある。)

非 GAAP の利益測定を使用する発行企業は、期間対比の結果の意義のある比較を提供するために、財務結果の重要な要素に焦点を当てる情報を投資家に適切に提供できるかもしれない。適切に使用され表現されれば、非 GAAP の利益測定は、投資家が企業の財務業績のより良い理解を得ることを助けることが可能である。しかしながら、もし非 GAAP の利益測定が不正に使用され、あるいは企業によって不適切に定義され、あるいはその測定が GAAP に準拠して決定される財務結果を不明瞭にするためにそのような方法で使用され、真実の財務結果の不完全な表現を提供する場合には、問題が生じる。非 GAAP の財務情報は、本来、伝統的会計慣行から離れるので、その使用は投資家が財務情報を他の報告期間と比較したり、他の企業と比較することを困難にする。非 GAAP の利益測定の不適正な使用は、企業の財務業績に関して投資家をミス・リードする。同様にある発行者は資産と負債を相殺して、会社の真実の財務状況に関して投資家をミス・リードできるような企業の財務ポジションに関する非 GAAP 情報を公表するかもしれない。

発行者と投資家は非GAAP の利益測定を発表し解釈するときには留意するよう注意を促される。

¹ この勧告で使用される「一般に公正妥当と認められる会計原則」は国・地域における国内基準及び上場公開企業の財務諸表として各地域で受け入れられるその他の国内・国際基準の両方を含む。

IOSCO メンバー国の間では、発行者による非 GAAP 情報の適正な使用に関する期待もしくは注意的助言書がいくつかの国で作成されている。作成された文書のいくつかの例は次のようなものを含む：

- 発行者が特に非 GAAP 収益測定と一緒に GAAP に準拠して決定する期間利益測定を公表するという規制当局の期待。
- 非 GAAP の財務業績指向は当然常に発行者が GAAP に準拠して計算される同じ期間の純連結収入/損失の指向にいつも関連すべきプレス・リリースや会見で公表されるという規制当局のステートメント。
- 国内証券法の反不正条項がプロ・フォーマ情報の使用、不作為、財務役員国際組織や全米 IR 協会によって開発されたガイドラインのような、利益情報の推薦されたガイドラインのプレス・リリースを提供する民間部門の努力に任せること、公開会社にそれらの民間部門の推薦を考慮しフォローすることの懲憑に適用されることの公開会社に対する規制当局の注意的助言。(その推薦は GAAP の結果とは明確に異なる調整により常に関連付けられるプロ・フォーマ情報を求めている。)

IOSCO は法令義務の違いとメンバー国の報告の柔軟性がそれぞれの分野で特定の実務や GAAP 情報の有用性に影響するかもしれない、そして、発行者が公に提供する情報はミス・リードしないことを確認するために常に発行者は注意する責任がある。もし重要な情報が省かれる結果となるならば、財務情報の選択的編集はミス・リードするかもしれない。発行者はもし、情報がミス・リードと考えられる方法で開示されるなら、規制的行動がとられるかもしれないことについて注意を促されている。

投資家は、非 GAAP の利益測定とプロ・フォーマ財務情報を含むサマリーを、同一企業の GAAP ベースの財務の報告結果と比べることを奨められている。投資家は非 GAAP のプロ・フォーマ利益測定が財務諸表に適用されている会計基準に準拠して作成されていないこと、また、重要な費用が省かれ、又は再分類されているかもしれないことに気付くべきである。

(以上)

<本件に関する照会先>

金融庁総務企画局

国際課 渉外 3 係 (内線 3164)

市場課企業開示参事官室 国際会計係 (内線 3663)